

小学校六年の金属加工学習について

佐々木 享

わが国では、小学校ではどのような意味においても技術教育といえるような学習は、実態としてはまずまったく行なわれていないといってよい。ことさらに「実態としては」などというのは、小学校の学習指導要領の図画工作科のうちの工作のところをすなおに読むと、極めて不十分ではあるが技術教育と呼んでも間違いとはいえないような学習が行なわれてよいはずなのに、森下氏も指摘しているように、実際には殆ど行なわれていないからである。図画工作の教科書となると、写真や絵が中心になっていて、技術教育はおろか工作の教育としても全く不完全な学習しか期待されていない。(図画工作の教科書のうちの工作の部分の問題点については、日教組編『新小学校教科書を告発する』1970年、一ツ橋書房刊、に収められている原正敏氏の論稿、および雑誌『教育』1970年9月号の拙稿「技術科教材論序説」などを参照のこと。) 製作品の写真や絵あるいはまれに図面を並べるだけで工作の教科書をつくるというやり方は、この方面の小学生(国民学校生)向きのはじめての教科書となった国民学校の『初等科工作』以来のことなのであるが、この悪弊はいつか改善されるようすがない。私は、少くとも、図画工作科については教科を分割せずとも、せめて図画と工作と別々に教科書をつくるようにしたら、少しは改善できるのではないかと考えているのだがどんなものであろうか。

教科書が上述のようなぐあいであるうえに、全国の小学校約2万5千校にたいして、図工教室は7,031しかない(文部省管理局教育施設部『昭和43年度・公立学校建物の実態調査報告書』30ページによる)。図工教室が3.6校に1つしかないというのだから、工作教育に必要な施設・設備の貧困さは想像に難くない——小学校の図工科については、不十分だと非難されている中学校の技術・家庭科にたいする「設備充実参考例」の如きものすらないのである。そのうえ、これが一番肝要なのかもしれないが、小学校教員を養成する大学の先生方は、図画教育の面には熱心だが工作教育については全く無関心といってよい程だから、小学校の教師がほんらいもっているべき工作教育についての基礎的な素養をほとんど持ち合わせていないという状況がある。

工作教育については、いわばないないづくしの状況なのだが、これを不備とする圧力団体は官民ともこれまた皆無といってよい程である。だから、小・中・高校を通じて、工作教育ほど学習指導要領が無視されている教科はないのに、文部省をはじめとして誰もこれを異としない。

日本子どもを守る会の機関誌『子どものしあわせ』(1972年7月号)が「労働は子どもを育

てる」という特集をくむにあたって、執筆者を探すのに苦労したという話ももれ伝っているが、さもありなんという感が深い。

このような一般的状況のなかで、森下さんたちが積極的に小学校の段階に技術教育の学習をくみ入れて、実践を重ねておられることはまことに敬服に価する。

乾孝氏は前記の『子どものしあわせ』誌に「労働しない子はだめになる」と書いているが、最近ようやく一部の人のあいだで、都会・農村を問わず子どもたちが労働の世界から遠のいていることが問題とされるようになってきた。本誌に村井氏が紹介しているような、工作教育についての社会主義国の実状を知りたいという関心も深まってきているように思われる。こういうなかで、森下さんたちは重要な一石を投じているのである。

本稿には、がんらいは報告されている実践にコメントをつける仕事が課されているのだが、以上のべたような次第で、ここではまず第一に、小学校の課程に系統的な授業をとり入れたこと自体の意義の重要性を強調しなければならない。誰かが「教育には実験ということはないしあってはならない」と云ったということであるが、森下さんたちの技術教育の実践はむろん実験というようなものではなく、子どもたちを知的にも身体的にもより豊かに育てあげるといふ意欲に満ちた教育そのものである。ひとはあるいは、森下さんたちの実践では普通の小学校なら行なわれるであろう家庭科の教育が犠牲になっているといて非難するかもしれない。この種の反論については、家庭科教育によって子どもたちに与えることができたかもしれないものと、森下さんたちの技術教育によって与え得たものとの利害得失を慎重に考量してみる必要がある、といわなければならない。もちろん、「学習指導要領通りに行なわれていない」という行政官的な非難などは当の森下さんたち自身が予測し得たところであり、そして、今回の実践記録にも明らかなように、森下さんたちの実践によって子どもたちが得たものは、失われるであろうものを補ってあまりあるものだといえることができる。

森下さんの実践が成功しているのは——私は成功していると思っているのだが——、もちろん、この実践が小学校の課程に技術教育の基本的な内容をとり入れるという現代の課題にこたえるものだからなのであるが、そのうえに、子どもの生活経験や知的・身体的発達にたいする慎重な配慮にもとづいて、教材がよく研究され、準備されているからである。たとえば、今回の実践では、金属材料の性質とそれに関連した金属加工の方法についての学習が、たくみな実験をとり入れて組み立てられ、それはみごとに成功しているといえることができるのである。あえていえば、中学校の技術科の学習にもこのくらいの配慮は欲しいという感を深くするのである。

小学校はおろか中学校においてさえ、学習指導要領は金属材料と金属加工の学習を極端に軽視している。いまさらいうまでもなく、現在および将来の生産において金属材料と金属加工の果す役割

は決定的に重要である。私たちは、前号の菊地さんたちの実践につづいて金属加工学習についての貴重な実践記録を得ることができた。これらの欠を補い、より豊かに発展させることこそは今後の課題である。

(専修大学)

技術教育研究会・規約

第1条 この会は、技術教育研究会といい、事務局を東京都におく。

第2条 この会は、教育基本法の精神に基いて、国民的立場からひろく技術教育の理論と実際を研究することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、つぎのような活動を行なう。

1. 研究会、講習会、懇談会の開催
2. 機関誌の編集・発行
3. 研究成果の刊行
4. 研究サークルの育成
5. その他必要な活動

第4条 この会の目的に賛同するものは、会員となることができる。

第5条 この会につぎのような機関をおく。

1. 総会＝総会は、この会の最高決議機関であり、原則として年1回開く。
2. 委員会＝委員会は、総会につぐ議決機関で、総会までの会務の処理にあたる。委員は総会で選出される。
3. 常任委員会＝常任委員会は、この会の事業を積極的に推進する。常任委員は委員の互選による。
4. 代表委員＝代表委員は常任委員の互選による。代表委員は会を代表する。
5. 事務局＝常任委員会のもとに事務局をおく。事務局は会務を執行する。

第6条 この会の運営は、会費、会の活動による収益および寄附金によってまかなう。会費は年500円とする。

付 則

この会則は1970年8月7日より実施する。

[注] この規約は、72年8月の定例総会において一部改正される予定で、第6条の会費は年800円となります。